

[06] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/27473>

出版情報：哲学論文集. 6, 1970-09-26. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学学会と称する。
- 第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。本会の事務所は福岡市箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第三条 本会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。
- 第四条 一、正会員は次の者とする。
九州大学文学部哲学、倫理学教官
九州大学教養部哲学、倫理学教官
九州大学文学部哲学哲学史並びに倫理学専攻卒業生及び学生
九州大学大学院哲学・西洋哲学史・倫理学専攻学生、修了生及び研究生
その他委員会で適当と認められたもの。
- 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
- 二、会誌等の刊行
- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学術団体との連絡
- 五、研究会、講演会等の開催

- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
- 第六条 本会に次の役員をおく。
- 一、委員 若干名（内委員長一名、常任委員若干名）
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 若干名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば委員会の決議によって臨時に開くことが出来る。
- 第八条 委員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第九条 委員会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依頼し、その他必要な場合は専門役員を依頼する。
- 第十条 委員の互選により、常任委員若干名をおく。
- 第十一条 委員の互選により委員長一名をおく。
- 第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を招集し、委員会にはかって総会を招集する。
- 第十三条 正会員の互選により、会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。
- 第十四条 幹事は委員会の依頼により会の庶務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。
- 第十五条 本会の正会員の会費は年額千円とする。但し、学部学生は年額五百円とする。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。
- 附 則
本会則は昭和三十九年十月十日より之を施行する。
- 編 集 委 員
- | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 黒 田 巨 | 松 永 雄 二 | 山 本 清 幸 | 滝 沢 克 己 | 森 田 良 紀 | 佐々木 一 義 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|